

市役所で申告する際の注意事項

＜感染症予防のため混雑緩和に協力を＞

- 会場への入場を制限するため入場券を配付します。指定された時間に来場してください。
- 経費や医療費などは集計を済ませてから来場してください。
- 受付開始直後や、月曜日、火曜日、雨天の日は混雑するので、日程を調整できる人はこれらの日を避けてください。
- 介助が必要な場合などを除き、なるべく一人で来場してください。

- 相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

＜その他の感染防止対策＞

- 入場時の検温に協力してください。37・5度以上の熱がある人や、体調が悪い人は入場できません。
- マスクの着用と手指消毒をしてください。

＜税務署や税理士などへ＞

- 次の人は市で受け付けできないので、銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼、またはe・Taxを利用してください。

ださい。

- 初めて住宅ローン控除を受ける人
- 青色申告の人
- 事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額の合計が1,000万円以上の人
- 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人
- 雑損控除を受ける人
- そのほか複雑な申告の人

税務署・税理士による無料相談会

税務署による相談会

期日／2月8日(火)、9日(水)

会場／市役所1階市民ホール

内容／所得税(青色申告・分離課税所得などを含む)、消費税など

税理士による相談会

●小規模事業・給与・年金にかかる所得税、個人消費税

期日／2月8日(火)、9日(水)

会場／市役所1階市民ホール

相続税・贈与税

期日／2月18日(金)

会場／海上公民館2階多目的ルーム

＜共通事項＞

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
※混雑状況により早めに締め切る場合があります。

自宅でe・Tax

国税庁のホームページで、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。画面の案内に従って、金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動で計算されるので計算誤りがありません。

マイナンバーカードかID・パスワード方式を利用することで、自宅のパソコンやスマホなどから申告書を送信できます。感染症拡大防止の観点からも、e・Taxを利用してください。



国税庁ホームページ

ID・パスワードは、申告する本人が税務署で申請できます。手続きには運転免許証などの本人確認書類が必要です。

問い合わせ先

●所得税の確定申告

●銚子税務署

☎0479-22-1571

●市県民税の申告

市税務課課税班

☎62-5321

確定申告などの際に必要な公的年金の源泉徴収票を発送中

「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告などの際に必要です。届いたら大切に保管してください。

2か所以上に提出の必要があるなど再交付が必要な場合は、①「ねんきんネット」、②ねんきんダイヤル、③佐原年金事務所まで受け付けています。①の利用には「ねんきんネット」のIDが必要です。IDを持っていない場合は、年金機構ホームページより登録してください。②、③に連絡するときはマイナンバーか基礎年金番号が必要です。

☎ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165 ※050から始まる電話からは☎03-6700-1165)、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)

要介護認定者の申告用に障害者控除の認定書を交付

要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人のうち、認知症または寝たきりの状態などで障害者に準ずると認められる人には、申請により令和3年分の障害者控除対象者認定書を後日郵送します。

認定基準日／令和3年12月31日(年の途中に対象者が死亡している場合は、その死亡日)

申請方法／高齢者福祉課で申請してください。

☎☎高齢者福祉課介護保険班(☎62-5398)

中学生の「税についての作文」市内から10人が受賞

※上位受賞者。敬称略。

東京国税局長賞／菅生建志(飯岡中・3年)

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞／神原ひなの(飯岡中・3年)

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞／田沼瑠花(海上中・3年)

銚子税務署長賞／花澤悠実(一中・3年)

旭県税事務所長賞／英桃子(二中・3年)

旭市長賞／伊藤一(一中・3年)

受け付けは2月16日(水)から3月15日(火)まで

「所得税の確定申告」と「市県民税の申告」

税金の申告時期まであと1か月。準備は済みましたか？

今年も新型コロナウイルス感染症予防のため、会場の入場制限を行います。

市で受け付けできない内容の申告は、銚子税務署の申告相談を利用してください。

申告が必要な人

〈所得税の確定申告〉

- 事業や不動産などの所得がある人で、所得が基礎控除(48万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2、000万円を超える人
- 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。
- 2か所以上から給与の支払い

を受けている人

- 公的年金収入が400万円を超える人、または400万円以下でそのほかの所得が20万円を超える人
- 各種控除を追加し還付を受けようとする人

〈市県民税の申告〉

- 今年の1月1日現在市内に住んでいて、令和3年中(12月)に事業、不動産、利子配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
- 公的年金の収入のほかに所得がある場合や、各種控除を追

加したい人

- ※所得税の確定申告書を提出した人や、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人のほか、これらの人に被扶養者として申告(報告)されている人の申告は不要です。

収入がなくても申告を

- 申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。申告しないと各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減のほか、各種福祉サービスなどに支障が出る場合があります。

申告会場と受付日時など

会 場	受付日時	内 容	期間前の受け付け
銚子商工会館	2月16日～3月15日 午前8時30分～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く。	○所得税 ○消費税	○収入が公的年金のみの方は2月15日(火)までは銚子税務署で、2月16日(水)からは銚子商工会館で受け付けます。
市役所1階 市民ホール	2月16日～3月15日 午前8時30分～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く(日曜日は一部開設)。	○市県民税 ○所得税 ※初めて住宅ローン控除を受ける場合や、青色申告、分離譲渡所得(土地・建物や株式を売ったときなど)のほか、内容が複雑な申告は受け付けできません。	○市県民税の申告、作成済みの確定申告書の提出は1月24日(月)から税務課の窓口で受け付けます。 ○給与所得者や年金所得者の還付申告に限り2月15日(火)から受け付けます。

※混雑を避けるため入場券を配付(当日、会場で配付するほか、銚子商工会館はLINE、市役所は市ホームページから事前予約可能)するので、指定された時間に会場へ来場してください。状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。

市役所で日曜申告相談会を開催

2月27日(日)と3月6日(日)に市役所1階市民ホールで開催します。平日に仕事などで都合のつかない人は利用してください。受付時間は、午前8時30分～正午です。